

募集金額

50億円

お取扱期間を  
延長しました

いつも支えてくださっている地元の皆様に・・・  
サービスの恩返しキャンペーン



# 第5回たかしん SDGs 応援定期預金 共助

本定期預金契約総額の0.01%を当金庫から県内の権利擁護推進のため、香川県社会福祉協議会へ寄付いたします(上限50万円)。なお、寄付に伴うお客様のご負担はございません。

募集期間

R5.10.2(月)～R5.12.29(金)

※募集期間中であっても、募集金額に達し次第、取扱いを終了させていただきます。

者

個人のお客様

お預 入れ金

1口10万円以上1,000万円未満 (1円単位)

※キッズクラブ預金通入へのお預入れは、1口1万円以上1,000万円未満 (1円単位)。  
※原則、新たな資金によるご契約に限ります。

お預 入れ期間

1年 (元金・元利自動継続扱いのみ)

用利率

年0.10%

○金利は初回満期日まで適用いたします。○満期後(自動継続後)は、満期日時点のスーパー定期・スーパー定期300の店頭表示金利が適用されます。○上記表示の金利は税引前であり、お受取利息には20%の税金(国税15%、地方税5%)がかかります。ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息等は「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。○中途解約された場合、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。○本商品は預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。○本商品はATMでのご契約はできません。

○当金庫は、誠実・公正な勧誘・販売を心掛け、お客様に対し断定的な判断の提供、事実と異なる説明及び誤解を招く説明・勧誘は一切いたしません。○当金庫は、反社会的勢力からの如何なる申込も、一切受付いたしません。○詳しくは、担当者もしくは窓口までお気軽にお問い合わせください。



街に笑顔を!!

高松信用金庫

<https://www.takashin.co.jp/>

LINEお友達追加はこちら



令和5年11月30日現在

# 権利擁護・ 成年後見支援センター



権利擁護・成年後見支援センターは、認知症・知的障害・精神障害などで、判断能力が十分でない方が安心して生活できるよう「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の利用のお手伝いをしています。

## 日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などをおこなっています。



## 成年後見制度利用支援事業

成年後見を考えている方や、すでに利用している方の支援を「かがわ後見ネットワーク」と協力しておこなっています。  
※成年後見制度とは、判断能力が十分でない方の権利や財産を守るための制度です。状態に応じて、後見・保佐・補助の3タイプがあります。



## 無料相談

困りごとをご相談ください



### 相談員による相談

電話や窓口で、相談をお受けします。

- 月～金 (祝日・年末年始は除く)
- 8:30～17:15

### 高齢者・障害者に関する専門職相談(要予約)

弁護士・司法書士・社会保険労務士・社会福祉士が相談をお受けします。

- 毎月第1・3木曜日 (祝日・年末年始は除く)
- 13:00～16:00 (1回40分程度)
- 高齢者・障害者に関することであれば、どなたでもご利用できます。

### 権利擁護支援者のための相談(地域担当制)

地域ごとに担当者(弁護士・司法書士・社会福祉士)を配置し、法的・福祉的の助言をおこないます。

※利用できる対象者は、市町行政、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社協等です。

## 養成・支援

各種研修会や後方支援をおこなっています。

- ・日常生活自立支援事業の専門員研修や生活支援員研修
- ・成年後見制度に関する各種研修
- ・講師の派遣 など

## 広報・啓発・調査研究

権利擁護に関する情報発信をおこなっています。

また、権利擁護に関する調査やプロジェクトチームによる新しい仕組みづくり等に取り組んでいます。

## 連携

権利擁護に関わる施設、団体、機関と連携を図っています。

## 特定非営利活動法人 後見ネットかがわ

高齢者・障害者等の権利擁護の推進を目的に、弁護士や社会福祉士、社協などの多様なネットワークを活かした法人後見業務の実施や、成年後見制度の利用促進のための活動をおこなっています。権利擁護・成年後見支援センター内に事務局を置いています。

## お問い合わせ・ご相談は

香川県社会福祉協議会  
権利擁護・成年後見支援センター

〒760-0017 高松市番町一丁目10-35

電話 087-861-8883 FAX 087-861-2664

※月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)